

本研修は、一般公開研修です。また、大阪弁護士会の研修義務化対象講座です（2単位）

2024年（令和6年）1月17日

各位

大阪弁護士会
会長 三木 秀夫
同 ADR推進特別委員会
委員長 黒田 愛

「ADR 法等改正等 ー 各 ADR 機関の対応」のご案内

裁判外紛争解決手続き（alternative dispute resolution（ADR））には、仲裁人が判断をする仲裁と、調停人が和解の仲介を行う調停がありますが、我が国は、2003年（平成15年）、国連国際商取引委員会が1985年に策定した国際商事仲裁モデル法に準拠した仲裁法を制定し、調停については、2004年、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）を制定し、ADRを促進してきました。

さらに、我が国は、2023年（令和5年）4月21日、2006年国際商事仲裁モデル法に準拠して、仲裁法を改正し、調停による国際的な和解合意の執行を認めるために、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律を制定し、さらに、認証紛争解決事業者の行う調停による一定の和解合意にも執行を認めるために、ADR法を改正しました。これらの改正ADR法等は、2024年（令和6年）4月1日に施行される予定です。

そこで、今回のセミナーでは、ADR法等改正等について解説するとともに、主要なADR機関の方から、ADR法等改正等に対する対応について、お話をお伺いします。

下記の開催要領をご確認いただき、ぜひご出席いただきますようご案内申し上げます。

1. 開催日時 **2024年2月19日（月）午後3時～午後5時（午後2時30分～受付開始）**

2. 開催場所 大阪弁護士会館2階203・204会議室及びZoom Webinar

3. テーマ及び講師

① ADR法等改正等について

小林 和弘 弁護士（大阪弁護士会）

② 各ADR機関の改正ADR法等改正対応について

モデレーター 小林 和弘 弁護士（大阪弁護士会）

パネリスト 田淵 学 弁護士（大阪弁護士会、民間総合調停センター事務局長）

小川 新志 氏（日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁調停部 課長）

林 依利子 弁護士（大阪弁護士会 京都国際調停センター（JIMC Kyoto）事務局長）

杉山 翔一 弁護士（東京第二弁護士会会員 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）仲裁調停専門員）

4. 定員 会場 200名（先着順）

※Zoom ウェビナーで同時配信いたします。

5. 申込期限 **2024年2月15日（木）まで**

6. 後援（予定） 公益社団法人 民間総合調停センター

一般社団法人 日本商事仲裁協会

京都国際調停センター

公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構

本研修は、一般公開研修です。また、大阪弁護士会の研修義務化対象講座です（2単位）

7. 参加方法

【会場参加の場合】（定員：200名）※会場で参加の場合定員がありますので定員に達した時点で締め切ります。

◆大阪弁護士会会員の方

会員専用サイト（<https://oba-members.jp>）－「研修ページ」－「研修一覧」に掲載されている研修名をクリックし、表示された画面からお申込みください。

【会場での参加にあたってのお願い】

- ① 図書利用カードをご持参ください。入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
- ② 開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。

◆大阪弁護士会会員以外の方

次の URL または、右記の QR コードからお申込みください。

https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_657931b285a62



※会場での参加にあたってのご協力をお願い

- ・受付に消毒用アルコールを備えておりますので、ご利用ください。
- ・37.5度以上の発熱のある方及び体調不良の方については参加をお控えいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

【WEB 出席の場合】

- ① 完全事前申込制です。次の URL または、右記の QR コードからお申込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_beFhPaQtQHS9HQ8gOLs93A



- ② 事前登録完了後、確認メールが届きます。メールに記載されているリンク先またはパスコードから、当日はご参加ください。
- ③ 申込期限までにお申込みの方には、お申込み時に入力されたメールアドレス宛に、前日までに配布資料を送信いたします。セミナー当日、予め配布資料をダウンロードの上、指定された URL にアクセスして視聴ください。
- ④ 本セミナーの参加 URL は転送や公開をしないでください。
- ⑤ 録画・録音は禁止とさせていただきます。

◆以下、大阪弁護士会会員の方へのお願い

- ⑥ 「氏名」と「登録番号」（当会会員のみ）を必ずご登録ください。
※登録番号と氏名が正確に登録いただけませんと履修の確認ができず、単位認定ができないこととなりますので、必ず正確にご登録をお願いいたします。
- ⑦ 研修開始から研修終了予定時刻の間に15分以上 接続できなかったとき（インターネットの不具合による通信障害の場合や休憩時も含む）は履修が認定されません。
- ⑧ 当日の参加は、会員1名に対し1アカウントでお願いします。
- ⑨ 単位認定については、所定の手続きを経て認定されます。ご自身で会員専用サイトから『受講済申請』を行っていただく必要はありません。また、ご自身の会員専用サイトの履修状況に単位が反映されるまでには、2週間程度かかります。

【その他留意事項】

※WEB 配信についてはインターネットを通じて配信のため、ご利用されるデバイスや通信環境により配信できない場合や参加いただけない場合がありますので、予めご了承ください。これらの不具合については主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。

本セミナーに関するお問い合わせ先

法律相談部 ADR課 担当事務局 藤澤

TEL : 06-6364-1238 / E-mail : s-fujisawa@osakaben.or.jp